

不二速報



発行日 2019年10月29日

第3号 2019年度第1回団体交渉報告号【全教職員配布号】

静岡：内線 2790 suu@jade.dti.ne.jp

浜松：内線 3910 suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

組合 HP：http://shizudai-union.net/

大学再編問題 学長のいう「ゼロベース」とは、、、

9月26日、石井学長が静岡市長を訪問し、法人統合・大学再編に関して静岡大学将来構想協議会の立ち上げと「ゼロベースでの議論」を提案したことが報道されています。その際、学長の言葉にあった「ゼロベースでの議論」とは、いったいどういう意味なのか、注目されていました。

しかし、一般的に使われる「ゼロベース」という言葉の意味とは異なり、石井学長がいう「ゼロベースの議論」とは、「大学の案が固まり方向性が決まっているが、協議会をやる以上はいろいろな案を聞いていく」というものであることが、10月23日に開かれた学生との「対話集会」での発言からわかってきました（引用は、この集会に参加した学生が書いたブログ記事「10月23日対話集会で見えた学長のスタンス」（注1）より。この記事に限らず、学生から見えてくる静大再編問題に関して、このブログ「そんなに急いでどこへ行く」（注2）はおすすめです。）。

（注1） <https://jimetravel.hatenablog.com/entry/2019/10/25/235919>

（注2） <https://jimetravel.hatenablog.com>

これが「ゼロベースの議論」と表現されてしまうと、その独自の言葉づかいには驚かされてしまいます。また、学長は「静岡市の案にいいアイデアがあれば取り入れるが、それが無いようであれば大学の案を進めていく」とのこと（注1）。この「いいアイデアがあれば、、、、」というスタンスは、これまで学内で学長が行ってきたもののもの。静岡市との関係が、ますます悪化することになるのでは、、、。

静岡市との関係との関係もふくめて、9月3日に行われた組合と大学（執行部）との団体交渉について報告いたします。特に学長の発言については、正確に記すため、報告が遅くなりましたことをお詫びいたします。

第1回団体交渉（9月3日）の報告

9月3日（火）9時30分～10時30分、大学（学長、事務局長）との団体交渉を行いました。

団体交渉に先だって、冒頭、学長と組合との間で交わしている「三原則」について確認が行われました。学長からは組合との三原則について「私が学長になりまして前の執行部のときから尊重することをお約束しているところ」であり、「日本国憲法をはじめ関係法令にもとづいて組合との良好な関係を築いていくというのが執行部の方針ですので、よろしくをお願いします」と発言がありました。



石原執行委員長と石井学長 組合「三原則」の確認



項目1)（静岡市長、静岡県知事の発言にかかる）各評議会・委員会議事録の適切な作成について

この項目について組合からの次のように申し入れてありました。

6月19日(水)に行われた令和元年度第3回教育研究評議会の席上で、田辺静岡市長・川勝静岡県知事の発言をめぐる出席委員からの質問に対して、議長である石井学長から「この問題は議事録に残すのであれば議論しない。議事録に残さないという条件であれば議論をしてもいい」という発言があったこと、また最終的に作成された「議事録」が「議事要録」と名前を変えて配信され、そこには委員からの修正要請にもかかわらず「学長職権」（総務課からの返答メールにおける表現）によってこのやりとりが全く記録されていないという問題が組合に報告されています。（中略）議事録は、労使関係に係わる各種決定にも関係し、組合から必要に応じて開示を要求し検討する基礎資料となるものであり、それが適切に作成されるか否かは、労使関係にも大きな影響を与える問題です。よって学長あるいは議長による恣意的な介入を排し、席上で行われた議論については議事録に適切に記録し公開することを強く要求します。

学長からは、次のような回答がありました。「……（市長・知事の）公の場での発言でないものを学内の会議で紹介したことには不適切な面があったと考えている。6月の経営評議会の議事録にもこの旨を記載して、経営評議会でもご了解いただいた。評議会の議事録に残さないという扱いにしたのは、もともと（市長・知事が）公の場での公開を前提としない発言に関わるものであったので、評議会で公開するということになると同じことを繰り返すことになるので、評議会の議事録に残さないことをご理解いただいた。」

「私が職権でといたしましたのは、あくまで評議会に出す議事録の原案の段階です。議事録の原案は、事前に評議会の委員に送って確認して提案することになっている。A委員からは、これを入れてほしいと意見があったわけですが、これについては議事録に残さないのご了解をいただいているので、A委員からの意見は議事録の案の段階では入れるのが適切ではないと判断しました。もちろん、評議会の議事録そのものは、評議会の承認を得るべきものであるので、当日の評議会では私の方からA委員からの意見があったと紹介したうえで今回の議事録案にはこれを入れていない、ともし、議事録にA委員の意見を入れるべきであると主張があれば、それは評議会で入れると決めていただければいいと言いました。評議会の当日には、A委員以外からは、A委員の意見を（議事録に）反映すべ

きという意見はありませんでしたので、評議会としてA委員の修正案を採用しなかったということです。ですから、その段階では、私の職権ということではございません。……評議会の議事録を職権で学長が好きなように書き換えるということは、当然、あってはならないことだと考えております。」と。

この回答から見えてきたのは、評議会の構成員で決めれば、少数意見は議事録にすら残されない可能性があるということです。学長に対してのみならず、私たちの部局から選出されている評議会の構成員に対しても、議事録確定に対する責務や倫理を問うていく必要があります。

項目2) 静岡大学と浜松医科大学との法人統合・大学再編に関する情報開示について

提出済みの申し入れ書の説明に加えて、組合側から、文部科学省が6月に調査結果を公表した全国の大学病院における「無休医」の実態について浜松医科大での実態はどうなっているのか情報はないのか問いいただきました。

学長からは「全く聴いておりません」、事務局長からは「現時点では、浜松医科大とはこの問題について意見交換していない。」「当然、ただし、対応すべきことだと考えている」と回答がありました。

組合からは、人件費にかかる問題でもあり、浜松医科大の経営にもかかわる問題でもあるので、浜松医科大でのこうした実態について調べて全学的に伝えてほしいと要求しました。事務局長からは、この点について「当然、やるべきことだと思っております」との回答が得られました。

組合側とのギャップを感じたのは、次のような点です。情報開示について、学長としては、決まっていなかったことについてはお話できないが、これまでもこれからも決まっていることについてはお答えする。今までもしてきたし、これからもそのつもりだ、と発言があったことでした。決定過程では、組合（組合員）だけでなく、教職員や学生から、意見を聞くつもりはない、と言いかえているようなもの、まったく、この間の大学の姿勢をよく現しています。

項目3) 法人統合・大学再編後の労使協定について

事務局長からは、次のように回答がありました。



(執行部案のとおり再編されることになれば)質問のとおり、事業場ごと(現静岡大学静岡キャンパス、現静岡大学浜松キャンパス、現浜松医科大学の3事業場)に労使協定を結ぶことになる。また、交渉の相手は「法人の長」ということになる。

項目4) 専門業務型裁量労働制の適用を受ける教員の「休日又は深夜に労働する場合の手続きについて」(素案)について

この項目について組合からの次のように申し入れてありました。

表記素案については、既に6月19日付で静岡キャンパス事業所過半数代表から「抗議と要請」が、同21日付で組合執行委員長から「対する意見」が提出されました。これを受けて7月4日付で学長から東部キャンパス事業所過半数代表宛に「回答」が出されました。遺憾ながら組合に対しての「回答」送付はなく、過半数代表からの情報提供を受けて対応することになりました。

残念ながら今回の「回答」は、過半数代表および執行委員長からの指摘に答えていないものですので、改めて問題を指摘します。我々は長時間労働防止のため休日を確保すること、やむを得ない事由がある場合に限り深夜における労働を許可すること自体には異論を唱えていません。

我々が問題視した主な点は、①労使協定に関わる手続きであるにもかかわらず、過半数代表ならびに教職員組合に全く情報提供がなく、協議も行わないまま、短期間に決定する前提で素案が各部局に下ろされたこと、②「許可する業務内容」が業務量の多寡にかかわらず休日又は深夜に行わざるを得ないものに限定されていて、学内行政・教育・研究に関わる業務量が通常の業務時間内にこなせるものではなくなったために深夜まで残業したり休日出勤せざるを得なくなることがあり得ないかのよう想定されていること、③休日振替が可能であることを前提としていて、業務繁多のため振替が不可能な時期にやむなく深夜労働・休日出勤せざるを得なくなった場合を想定していないこと、④昨今の増え続ける業務量については、機械的に残業・休日出勤を「認めない」とするだけではサービス残業を増やすことにつながりかねず、人員の増加や適切な配置など業務量を減らす措置とセットでなければ意味をなさないが、それについては何も言及されていないこと、の4点です。

①については今後に向けてこのようなことがないよう、強く要求します。②③については、適切な人員配置が行われるまでは、業務過多のためやむを得ず深夜に労働するあるいは休日出勤をせざるを得ない場合はこれを認め、休日振替で対応することが困難な場合は適切な割増賃金を支払うことを要求します。④については、常勤・任期なし教職

員を増やし、業務量が適切になるよう組織的に対応することを要求します。

事務局長からの回答は、次のようなものでした。

・まず、組合に対しても情報提供を事前提供していきたいという考え方は基本にあるが、今回、それをしなかったのは、あくまで手続きに関するものであるもので、そのようにしなかったとのこと。今後は、できるだけ情報提供していきたい、と。

・次に、あくまでも教職員の健康保持を第1に考えてのことであることはご理解いただきたい。

・次に、財政というものが、限界がある。そこもご理解いただきたい、と。

・現在、事務方ではQ&Aを作成中であるとの発言もあった。

また、事務局長からは、「深夜労働については、ほんとにやらないといけないことは極めて限られる」との発言があり、組合からは、実験などの研究の性質上の必要から、また、時差のある国の研究者とのスカイプでの会議など、深夜にも仕事をせざるをえない教員のことを考えるべきであること。また、深夜でなければできないという業務ではなくても、業務量が多すぎるために22時までに仕事を終われないときも生じていることを考えるべきであることを、あらためて求めました。

なお、この問題は、過半数代表との協定に関わる事項だということについて軽視しているのではないかと、この組合からの指摘については、大学側は、ほとんど理解していないということも判明しました。

項目5) 安全衛生センターにおける人員配置について

安全衛生センターの職員に、過労のため業務を制限するよう医師からの診断書がでていたことを含め、人員配置について改善するよう申し入れておりました。

事務局長からは、(組合の申し入れのとおり)改善が必要なものと考えており、適切に対処したいとの回答がありました。

項目6) 技術職員の昇格について

組合側からは、あらかじめ書面で提出していた内容以上の質問をしたこと、残された時間が限られていたこともあり、十分な議論をすることも回答を得ることもできませんでした。あらためて次回以降の団体交渉での交渉事項としていきたいと組合から述べ、団体交渉を終えることとしました。

冬の恒例「組合スキーと温泉の集い」参加者募集中!

33回目の今年は、昨年につき妙高杉ノ原スキー場です!
杉ノ原スキー場で滑り「苗名の湯(杉野沢温泉)につかりませんか?

- *日 程: 2020年1月11日(土)朝出発~13日(祝)夜帰着
- *スキー場: 妙高杉ノ原スキー場
- *宿泊先: 旅館 田端屋 結びの宿 (温泉は旅館のそばの立ち寄り湯)
<https://www.tabataya.net/>



- *参加費: 12月20日までに組合事務局までお届けください。
大人 37,000円 (リフト券2日付き)
中学生~大学生 35,000円 (リフト券2日付き)
小学生 25,000円 (往復バス、2泊4食、リフト券無料)
幼児 5,000円 (往復バスのみ)



- *参加〆切: 2019年12月2日(月)

※〆切時点で参加者が20名に満たない場合は中止となることもあります。
※1月4日17時以降はキャンセル料が発生します。

詳しくは組合事務局までお問い合わせください。

組合からお知らせ



自転車ご利用の皆さまへ 入っていますか!? 「自転車保険」

静岡県は2019年10月から、自転車保険の加入が義務化されました
どんな保険(共済)に入ればいいのか? 相手の生命または身体の損害を補償できる保険(共済)です。
そこでおススメするのは、教職員共済の「**レスキュースリー(交通災害共済)**」です!

☆ポイント1 個人賠償責任補償 他人に損害を与えてしまったら最高1億円まで補償!

自転車は軽車両。重大な事故を起こす可能性もあり、高額な賠償を求められる場合があります。家族全員の賠償事故が対象となります。

☆ポイント2 交通災害補償 自分がけがを負わされた時も補償!

自分が自転車事故の被害者になったとき、相手が保険に入っていなかったり、入っていたとしても十分な補償額がなくても安心! 自転車事故をはじめ、乗り物全般が原因のケガ(交通災害)で入通院したときも手厚く補償します。

☆ポイント3 一般傷害補償 スポーツ中などさまざまな場面のけがも補償!

スポーツ中、料理中のけが、道で転んだりドアに手を挟んだりなど、さまざまなケガでの入通院も補償します!



(レスキュースリーは、教職員共済の制度である「交通災害共済」と損害保険会社の商品である「障害総合保険」を組み合わせたものです。ご契約の際には、「重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。 承19-91-04(1909)

詳しい内容は、教職員共済大学事業所HP (<http://www.daigaku-kks.jp/>) にてご確認ください!
ほかにも「総合共済」「自動車共済」「医療共済」など、お得で役立つ共済がたくさんあります!



教職員共済生活協同組合 大学事業所 〒162-8624 新宿区山吹町10-1 日教済 TEL:0120-628-095 (平日9:00~17:30)

申込書をご希望の方は、組合事務局までご連絡ください。